

## 一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟の入会金・年会費

一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟定款第7条で、本連盟の会員は次の3種としております。

- (1) 正会員 本連盟の目的に賛同して入会した公認心理師養成機関の代表者又はその者が指名した者
- (2) 個人賛助会員 本連盟の事業を賛助するために入会した個人
- (3) 団体賛助会員 本連盟の事業を賛助するために入会した法人又は団体

会則第9条により、会員は入会時に入会金及び会費を納入することになります。入会申込をいただき、理事会で入会が承認されましたら、請求書をお送り致します。会員の種別の詳細につきましては、会則をご覧ください。入会申し込みは、本連盟のホームページから行えます。

	入会金	年会費
正会員	5万円	5万円
個人賛助会員	5千円	1口3千円
団体賛助会員	2万円	1口2万円

※ なお、当分の間（2019年度入会まで）、個人・団体賛助会員の入会金については徴収しません。

以上

2019年4月1日